

(資料2)

平成23年6月2日
自殺対策推進会議

自殺対策推進会議の当面の進め方について

平成23年3月1日に開催された自殺総合対策会議（第9回）において、「新大綱の案の作成に資するため、自殺対策推進会議において、現大綱に基づく諸施策の進捗状況を把握し、有識者等の意見を幅広く聴取することとする。」とされたことから、自殺対策推進会議において、当面以下のように検討を進めることとする。

第12回（6月中旬）

各省ヒアリング①

第13回（7月上旬）

各省ヒアリング②

第14回・第15回（7月下旬～9月上旬）

現大綱の実施状況について意見交換

自殺総合対策会議（第10回）

自殺対策推進会議の開催・検討状況について報告

(参 考)

自殺総合対策大綱の見直しについて

〔平成 23 年 3 月 1 日〕
自殺総合対策会議決定

平成 19 年 6 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」(以下「現大綱」という。)において、おおむね 5 年を目途に見直すこととされていることから、平成 23 年から見直しに向けた検討に着手する。

1. 自殺総合対策会議は、自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)第 20 条第 2 項第 1 号に基づき、平成 24 年春を目途に、新しい自殺総合対策大綱(以下「新大綱」という。)の案の作成を行う。
2. 新大綱の案の作成に資するため、自殺対策推進会議において、現大綱に基づく諸施策の進捗状況を把握し、有識者等の意見を幅広く聴取することとする。